

令和5年7月6日

文部科学大臣 殿

武蔵大学

学長 高橋 德行

研究不正行為の告発に係る事案の調査結果について（報告）

武蔵大学教職課程における研究不正行為の告発に係る事案の調査結果を、別紙のとおり報告します。

(別紙)

1. 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機

- 令和4年9月19日 受付窓口にて盗用の告発
- 令和4年9月28日 事案の内容が明示され、不正と疑わしい著作物の類似があると判断されたため、告発を受理
- 令和4年11月20日 調査委員会からの連絡用メールアドレスに捏造・改ざんに関する追加告発
- 令和4年11月24日 [REDACTED]

※ 告発の内容

・研究不正行為に関する窓口にて三宅勝久氏よりメールにて特定不正行為「盗用」の疑いがあるとの告発あり。三宅氏の著作物（匿名記事含む）の記述に関して、本学の大内裕和教授（教職課程所属）が「盗用」をしたという内容である。また、三宅氏より追加告発があり、大内教授が著作物において例示した事例が、三宅氏が [REDACTED] に既述した内容を模倣し「捏造・改ざん」したのではないかと内容である。なお、追加告発の内容はすでに告発のあった著作物に関する内容であった。また、 [REDACTED]

- ・不正行為の種別・様態等：「盗用」、「捏造」、「改ざん」
- ・被告論文（論文名、著者名、掲載誌名、掲載年月等）

1 [REDACTED]

大内裕和、 [REDACTED]

[REDACTED]、2013年

[REDACTED] 大内裕和、 [REDACTED]、2017年

- ・被告発者の所属機関、所属部署、役職、氏名  
武蔵大学 教職課程、教授、大内裕和
- ・告発者の所属機関、所属部署、役職、氏名  
所属機関なし、ジャーナリスト三宅 勝久

(2) 調査に至った経緯等

- 令和4年9月29日 予備調査を開始
- 令和4年10月13日 予備調査結果を取りまとめ
- 令和4年10月14日 予備調査委員会から総括責任者へ報告
- 令和4年10月21日 著作物の類似性について調査する必要があると判断したため、本調

- 査の実施を決定
- 令和4年10月21日 調査委員会を設置
- 令和4年10月21日 告発者、被告発者へ通知。ただし、調査委員会委員については調整中のため後日連絡する旨を合わせて通知
- 令和4年10月21日 [REDACTED]
- 令和4年10月21日 [REDACTED]
- 令和4年11月2日 [REDACTED]
- 令和4年11月4日 調査委員会委員の通知（異議申立て手続）
- 令和4年11月9日 調査委員会開催の延長についての決定（稟議書）
- 令和4年11月11日 調査委員会委員に対する異議申立て期間終了
- 令和4年11月14日 [REDACTED]
- 令和4年11月20日 告発者より当初告発内容に関連した追加告発受領
- 令和4年11月28日 文部科学省研究公正推進室及び日本学術振興会監査・研究公正室へ本調査実施開始報告書提出

## 2. 本調査

### 2-1. 調査体制

- 委員長 大野 早苗 武蔵大学 副学長、経済学部教授（内部委員）
- 委員 高井 麻季子 武蔵大学 大学事務局、大学事務局長（内部委員）
- 委員 吉澤 裕 弁護士法人ベンチャーサポート法律事務所 弁護士（外部委員）
- 委員 袖山 裕行 袖山公認会計士事務所 公認会計士（外部委員）

### 2-2. 調査内容

#### (1) 調査期間

令和4年12月5日（月）～ 令和5年6月30日（金）

#### (2) 調査対象

##### ①調査対象論文

〔対象となる告発者の著作物一覧〕

No	著者・書籍名・雑誌名等	出版社・出版年
1	三宅勝久*「奨学金「取り立て」ビジネスの残酷」 『選択』2012年4月号 同 Web版	選択出版、2012年
2	三宅勝久「若者の借金奴隷化をたくらむ「日本学生支援機構」一延滞金を膨らませて骨までしゃぶる“奨学金”商法」 『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章	奨学金問題対策全国会議、あけび書房、2013年

\*匿名記事。著作権は著作権を含む知的財産は選択出版株式会社に帰属する。

[対象となる被告発者の著作物一覧]

No	著者・書籍名・雑誌名等	出版社・出版年
1	大内裕和 [redacted] [redacted] [redacted]	[redacted] [redacted]、2013年
2	大内裕和 [redacted]	[redacted]、2017年

②調査対象者

研究者番号： [redacted] 大内 裕和、武蔵大学、教職課程、教授

③調査対象経費

●研究種目名…基盤研究(B)

●研究課題名… [redacted]  
[redacted]

●研究代表者… [redacted]

●研究分担者…

[redacted] [redacted]  
[redacted] [redacted]  
[redacted] [redacted]  
[redacted] [redacted]  
[redacted] [redacted]

●研究期間(年度)… [redacted]

●配分額… [redacted] (直接経費： [redacted] 千円、間接経費： [redacted] 千円)

上記、科学研究費直接経費のうち、

調査対象著作物1の出版に係る科学研究費事業支出： [redacted] 円

調査対象著作物1の出版に係る学内研究費支出： [redacted] 円

調査対象著作物2の出版に係る学内研究費支出： [redacted] 円 (参考文献購入費用)

(3) 調査方法・手順

- ・告発内容の確認、予備調査結果の確認 ([redacted])、本調査の方針策定
- ・告発者及び被告発者から提出された根拠データ、意見書等の比較分析
- ・告発者執筆著作物と被告発者執筆書籍との比較分析
- ・調査対象者及び関係者からの聞き取り(ヒアリング)調査

(4) 調査委員会の開催日時・内容

令和4年12月5日 第1回調査委員会

- ・告発内容・予備調査結果 ( ) の確認、委員の役割確認、本調査の方針等

令和5年1月26日 第2回調査委員会開催

令和5年3月10日 第3回調査委員会開催

令和5年3月29日 第4回調査委員会開催 (メール会議)

- ・調査内容を踏まえ、最終的な認定結果及び記載内容に関する協議
- ・調査報告書への記載項目協議

令和5年4月19日 第5回調査委員会開催 (メール会議)

- ・調査報告書記載事項の検討

令和5年4月28日 第6回調査委員会開催 (メール会議)

- ・調査報告書記載事項の検討

令和5年5月23日 第7回調査委員会開催

- ・調査報告書記載事項の審議

令和5年6月9日 第8回調査委員会開催 (メール会議)

- ・調査報告書記載事項修正箇所の検討

3. 調査結果

本学「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」第2条第1項第1号アからエのいずれにも該当しない。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ その他 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

ただし、研究者が研究結果に対して果たすべき説明責任やデータの出典、参考文献の扱いについて、不十分な点があり、嚴重な注意が必要と思われる行為が見受けられた。

<判断理由>

本調査委員会においては、被告発者が科学研究費助成事業の成果物としている著作物

及び科学研究費助成事業としての研究活動期間終了後も同テーマの研究を継続し一般書籍としての出版に至ったとされる[ ]に  
対する告発部分を中心に、告発者の著作物との比較、それぞれから提出された著作物作成にあ  
たっての根拠資料の点検を行い、告発者、[ ]の[ ]を行った。

2つの著作物のうち[ ]については、巻末の参考文献一覧に告発者の  
著作物が掲載されていた。そのため、研究不正調査は[ ]に  
関して重点的に行うとともに [ ]についても告発箇所を精査し、公開  
情報から取得できる情報に基づいて記載された内容であることを確認した。

告発者の主張の通り、被告発者の著作物の一部分に、告発者の著作物と相当程度、内容の似  
通った記述があるほか、告発者、被告発者双方の記述の一部に同様の誤りがあることが認めら  
れた。他方、被告発者から、似通った記述のある個所につき、根拠資料として告発者の著作物  
以外の資料が提出されたことに加え、同様の誤りのある箇所につき、情報公表元（独立行政法  
人日本学生支援機構）に確認した上での記述であるとの説明がなされた。このことから、被告  
発者の記述が、一般に公表された資料その他の告発者の著作物以外の資料や、被告発者自身に  
よる情報公表元への確認に基づきなされた可能性を完全に否定することはできないと判断し  
た。

情報公表元への確認については、いつ、誰にどのように確認したのか等についての十分な説  
明や根拠資料の提出はなかった。他方、今回の告発物は10年前に出版された著作物であり、当  
時所属していた機関（[ ]）において資料保存年限等を定めた研究倫理規定が制定される  
2013年以前の著作物であること等から、説明が不十分となったり一部の根拠資料が未提出とな  
ったりするのやむを得ないと判断し、さらなる説明や根拠資料の提出は求めず調査を終了す  
ることとした。

著作物の出版当時、告発者及び被告発者は告発物の編者でもある[ ]  
（以下[ ]という。）において活動しており、著述内容に類似性がある特定の箇所につ  
いて、[ ]の代表でもある被告発者は、自身が執筆した内容は[ ]の活動の前提とな  
る考え方を踏まえたものだったと述べている。当該箇所について、ともに[ ]で活動して  
いた両者の著述内容に類似性があることは、必ずしも不自然なことではないと判断した。

被告発者は[ ]の執筆を行って  
いたが、その際に三宅氏の著作物を参考にしたことを認める一方、自身の書籍の執筆にあつ  
ては告発者の著作物ではなく自身が執筆に関わった質問主意書を参考にしたと説明している。  
ただし、被告発者は参照した内容は独立行政法人日本学生支援機構により公表されている数字  
のみと説明しており、今回のヒアリングにて判明した孫引き行為を盗用とみなすのは難しいと  
判断した。また、「その他 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の  
行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」にも該当しな  
いが、回避するのが望ましいと考えられる孫引き行為については指導が必要ではないかと考え  
られる。

また、予備調査終了後に追加告発として受理した研究不正は、告発者の著作物に記載されて  
いた告発者による調査事例を模倣した上で、捏造・改ざんし、被告発者の著作物[ ]  
[ ]に掲載したとの訴えであった。告発者、被告発者が取り上げた事例はともに繰り



(別紙)

○調査対象論文(盗用・自己盗用)

番号	先行論文		調査対象論文等		
	論文名、発行誌名、発行時期	著者	論文名、発行誌名、発行時期	著者	経費※
1	タイトル: 奨学金「取り立て」ビジネスの残酷 掲載誌名: 雑誌「選択」、選択出版 掲載時期: 2012年4月号(同Web版)	三宅 勝久	タイトル: [REDACTED] [REDACTED] 掲載誌名: [REDACTED] 掲載時期: 2013年	大内 裕和	なし
2	タイトル: 若者の借金奴隷化をたくらむ「日本学生支援機構」—延滞金を膨らませて骨までしゃぶる“奨学金”商法 掲載誌名: 日本の奨学金はこれでいいのか! 第2章、あけび書房 掲載時期: 2013年	三宅 勝久	タイトル: — 掲載誌名: [REDACTED] 掲載時期: 2017年	同上	なし

(※) 謝辞に記載された経費等

#### ◆公表文

本学における研究活動の不正行為に関する調査結果の公表について

2022年9月に本学教員の著作物に対し、盗用、改ざん及び捏造の告発があり、予備調査を経て本調査を実施いたしました。調査の結果、「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」に定義される「盗用」、「改ざん」、「捏造」及び「その他 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」には当たらないとの結論に至りました。

調査の過程において、本学教員の著作物には故意によらない誤りがあることが判明し、また、本件に関して調査を行っているとの情報がインターネット上で流れていたことから、本学規程第33条に基づき、調査結果を公表することといたしました。

本学教員に研究不正の疑いが生じたことは、大変遺憾であり、調査にあたり、多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後は一層研究倫理教育を徹底し、研究不正はもとより、疑念を持たれることのないよう、全学をあげて取り組んでまいります。

被告発者 氏名・所属：

大内裕和・教職課程

調査委員会委員氏名・所属：

大野 早苗・武蔵大学（内部委員）

高井 麻季子・武蔵大学（内部委員）

吉澤 裕・弁護士法人ベンチャーサポート法律事務所（外部委員）

袖山 裕行・袖山公認会計士事務所（外部委員）

調査の方法・手順等：

予備調査を経て本調査を実施いたしました。調査では関係者から提出された根拠資料を基にヒアリングを行い、特定不正行為に該当するかどうか検討しました。

2023年7月12日

武蔵大学不正防止総括責任者・学長 高橋 徳行

#### ◆想定問答（一般）

・不認定となった研究の概要は何ですか？

被告発者は、著作物のなかで、高等教育の大衆化に日本学生支援機構による奨学金が大きく寄与していたこと、近年、日本経済の停滞により、奨学金返済困窮者が増えたこと、日本学生支援機構は債権回収業者を利用するまでになったことなどを明らかにし、要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある、その者から支払われた額がこれらの合計額に満たない場

